

見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

(60歳代 女性)

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。



相談急増 ハガキによる架空請求

ひとこと助言

架空請求は無視！



- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

事例1

「消費料金に関する訴訟最終告知のあ知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取り下げ料10万円を支払った。
(60歳代 女性)

事例2 大手通販会社

の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。19万円、さらに50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)



架空請求 心当たりのない請求は無視!

ひとこと

助言



見守るくん

- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)など様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- 不安に思ったら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料の請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「期日までに

連絡しないと、**法的手段**に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう！

ひとこと助言

とにかく
無視！



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれている場合、利用した覚えがなければ決して支払わずに無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。